

令和５年第４回白馬村議会定例会 総務社会委員会審査報告

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案１０件、陳情２件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第４７号 白馬村検診事業実施条例の制定について

村民の健康の保持増進、疾病の早期発見、早期治療および生活習慣の改善を目的として、村が実施する検診等の事業について必要な事項を定めた条例を制定するもの。

〔質疑・意見〕

問 要綱だったものを条例ということであるが、金額について幅をもたせたほうがよいのでは。

答 国の方で規定されて推奨されている検診については、医療保険に倣って自己負担額３割と考えて額を設定している。無料については、国民健康保険運営協議会でも継続したほうがよいとの意見があり、そのようになっている。また、妊婦検診、２０歳の歯科検診は大北管内で統一した金額として無料としている。

討論はなく採決したところ、議案第４７号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第４８号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第４８号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第４９号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正に準拠し、特別職の期末手当の支給月数を改定するもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第４９号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 50 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和 5 年の人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正に準拠し、給与の改正をするもの。

[質疑・意見]

問 一般職とフルタイム、パートタイムの待遇は、なるべく一緒にするように総務省からも通知されている。差をつけると今後も差が広がってしまう可能性があるのでは一緒の方がいいのではないか。

答 報酬額だけに注目されるが、事務の内容により職責が変わるので、職責による報酬の差はつけるようにと指導されている。

討論はなく採決したところ、議案第 50 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 51 号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提出に伴い、フルタイムの会計年度任用職員の給料を改正するもの。

[質疑・意見]

なし

[討論]

賛成はするが、この金額の改定については問題があると思う。

採決したところ、議案第 51 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 52 号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 51 号「フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提出に伴い、その改定率を勘案し報酬等を改正するもの。

[質疑・意見]

問 責任ある職種、資格のある職種等は妥当な数字と思えるが、集落支援員の金額は、今の状況だと高すぎると考えるが、妥当だと考えているか。

答 集落支援員の報酬は一般事務より高くなっているが、通訳、翻訳の担当を
してもらっている職員もいるので適当だと考える。

意見 集落支援員は国からの特財を得るためだというのは分かっているが、総務
課にいる集落支援員がもらう額としては妥当ではない。

問 専門的な職員の額が妥当なのか。待遇改善を考えては。

答 国では技術系の正規職員を新たにとることは推奨していない。そのため会
計年度任用職員としている。他の仕事と兼ねている部分もあるので、担当課
で検討してもらう。

[討論]

一応賛成。人材を逃がしていけないと考える。金額の妥当性については考えて
もらいたい。

採決したところ、議案第52号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべ
きものと決定しました。

議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例に ついて

健康保険証のマイナンバーカード一体化に備え、福祉医療給付事業において
必要となる保健情報を個人番号の利用により活用するための改正。

[質疑・意見]

問 条例の施行はいつか。

答 公布の日から施行としているが、実際に利用できるにはあと、一年かかる。
マイナ保険証が軌道に乗ったときにこれが利用できないと、福祉医療も給
付できなくなってしまうので、何とか手続きを進めたい。

問 主要な範囲は「白馬村福祉医療給付金条例」の支給に関する事業だけが、活
用できるようになるのか。

答 今回は福祉医療の関係のみとなる。法律で定められているものについては
問題ないが、村が独自で使う場合は条例で規定しなければならない。今回の
条例改正は、独自利用の初めてのパターンなので、必要な項目が出てくれば
随時追加していかなければならない。

討論はなく採決したところ、議案第53号は、委員長を除く委員全員の賛成に
より可決すべきものと決定しました。

議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第5号)所管事項

歳入歳出それぞれ5億6545万6千円を増額し、予算の総額を69億38

9万9千円とするもの。

人事異動に伴う人件費補正について、及び電気料単価高騰による光熱水費の増額補正については報告を省略します。

【教育課関係】

I C T支援業務委託料216万円の増額は、支援員業務委託料の付け替えによるもの。

〔質疑・意見〕

問 I C T支援員の報酬を小学校から中学校に移す理由は。

答 昨年までは小学校で1名、中学校で1名雇用していたが、今回は3校で1名しか採用できなかった。中学分をメインとしている北小に動かしてまとめて支払うため。

【総務課関係】

姉妹都市提携事業47万1千円の増額は、姉妹都市提携交流事業のバス運行業務委託料。企画一般事業14万8千円の増額は、令和6年4月1日に運航開始予定の新たな公共交通体系の構築と移行に伴う関係費。情報化対策事業93万5千円の増額は、次年度4月までに必要なパソコン5台分の購入費。ふるさと納税事業1億7929万1千円の増額は、納税寄付額の最終見込み額を6億4000万円とすることに伴う関係諸経費の増額。移住交流集落支援事業47万2千円の増額は、地域おこし協力隊の募集、受け入れなどについて、行政職員の研修を目的とした研修支援委託料。ふるさと納税基金事業2億5550万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金。

〔質疑・意見〕

問 光熱水費の増額について、天井の高いところは、シーリングファンを付けるなど工夫をしてもらいたい。

答 空調は大切な役割なので、十分検討したい。

【税務課関係】

賦課徴収事業59万4千円の増額は、北城23区の国土調査で291筆の登記が完了したことによる地番図の更新委託料。

〔質疑・意見〕

なし

【住民課関係】

戸籍住民基本台帳事業530万4千円の増額は、システム連携による改修費。

住民国保事業 384 万 9 千円の増額は、特別会計からの繰出金によるもの。福祉医療給付事業 12 万 4 千円の増額は、医療データのシステム機能を追加するための委託料。公衆トイレ管理事業 20 万円の増額は、改修による消耗品の増加と使用マナーの悪化による消耗品の増加。

〔質疑・意見〕

問 出産一時金の増加をしたとあるが、予定していた人数は何人増えたのか。神城と北城で分けた場合の人数は。

答 予定していた人数は 18 人。地区については確認できていない。

問 道の駅のトイレで悪質ないたずらと言っていたが、内容は。

答 おむつを便器に流して詰まらせる、トイレットペーパーを過剰にながされる、排便を壁に塗られることが相次いだ。これについては警察にも相談している。

【健康福祉課関係】

原油価格・物価高騰緊急支援給付金 5850 万円の増額は、住民税非課税世帯に対する 1 世帯当たり 7 万円を支給する事業。介護予防・地域支え合い事業 108 万 8 千円の増額は、デイサービスセンター岳の湯の修繕費。心身障害者福祉事業 1114 万 3 千円の増額は、グループホーム新設による自立支援給付金 659 万 2 千円、国庫負担金返還金 379 万 9 千円が主なもの。保健予防事業 57 万 7 千円の増額は、令和 4 年度の新型コロナワクチン接種業務の精算により国に変換するもの。

〔質疑・意見〕

問 ワクチンの保管について、不足している市町村や医療機関などに供給していくのか、ただ有効期限まで保管するのか。

答 ワクチンの実情は、どこの市町村も余っている状況にあるが、過不足が生じた場合は市町村間で融通し合うようにしている。

問 自立支援給付金の増額で、グループホームの説明があったが、作業所はないと思うが、作業所に出かける人に給付するということか。

答 グループホームに支給する分と、一般企業で就労が困難な人に働く場を提供する非雇用型の就労の知識能力を向上させる訓練を行う場所に行く人に支給する分。

【生涯学習スポーツ課関係】

スノーハープ維持管理事業 60 万円の増額は、競技関係備品の修繕、購入によるもの。白馬ジャンプ競技場維持管理事業 83 万 6 千円の増額は、風向風力計の修繕

費。スポーツ振興事業５４５万円の増額は、企業版ふるさと納税を活用したスキー選手育成強化費。体育施設維持管理事業２０９万１千円の増額は、指定管理の売り上げ増額分をグリーンスポーツの遊具の修繕、撤去に充てたものが主なもの。

〔質疑・意見〕

問 ウインドファクター三次元の風向風力計の修繕はノーマルヒルか。

答 移動式のもので、ラージヒルにも使用できるが、県と協議の上、村で修繕する。

問 県との折半になるのか。

答 緊急的なものは村が一時的に支給するが、予算の範囲内で対応することとなる。

【子育て支援課関係】

児童手当等給付事業１２７６万５千円の増額は、令和４年度の児童手当交付金、子供のための教育保育給付金、子育て世帯生活支援特別給付金。子育て支援事業の子ども第三の居場所事業補助金８４３万４千円の減額は、事業の遅れによるもの。母子健康事業６０万円の減額は、医療材料費８０万円の減額と不妊治療補助金の２０万円の増額。母子保健衛生事業３８万４千円の増額は、産後ケアの利用者増と令和４年度の未熟児養育医療費の精算。

〔質疑・意見〕

なし

質疑、意見、討論はありませんでした。各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第５４号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第５５号 令和５年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第２号)

歳入歳出それぞれ６６６４万５千円を増額し、予算総額１０億９３５２万２千円とするもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第５５号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第５６号 令和５年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)

歳入歳出それぞれ２８万８千円を増額し、予算総額１億１０７１万８千円と

するもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第56号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第7号 白馬村小中学校給食費の補助拡充を求める陳情

提出者は、白馬村大字北城425、白馬村の学校給食を考える会 世話人代表 郷津奈々です。受理年月日は令和5年11月16日

陳情内容は、給食費について白馬村では、大北地域の他の自治体と比べて大きな差があり、コロナ禍から続く物価高騰により子育て世帯の家計に重くのしかかっているため、一歩踏み込んだ子育て支援推進の一環として、給食費の補助拡充を要望する陳情です。

提出者より趣旨説明の申し出があり、説明終了後に審査を実施。説明者は高橋英子です。

〔説明者への質疑〕

問 想定している助成額は大体どのくらいか。

答 補助が大きければ大きいほどいいが、小谷村が半額になったので希望は半額。

〔審査〕 行政への質疑を実施。

問 説明者から希望は半額とのことだが、行政側として半額にした場合の額はどのくらいになるのか。

答 今までの補助や低所得世帯への就学援助費、第3子以降の給食無償化の残りの負担額を半額にする試算をすると、1761万円余りで、その他の補助まで合計すると2856万円余りの公費負担となる。

問 給食費について国・県はどのような考えをしているのか。予算配慮はあるのか。

答 国・県としては市町村の判断としている。人件費以外の経費は保護者負担と規定されているが、白馬村では材料費のみ負担してもらっている。全国的傾向は、極小大規模自治体は実施できており、中小規模の自治体は財政的に苦しい中でサービス競争に巻き込まれている。

問 地域格差は埋めていくべき。使途が違っただけで財政規模は変わらない。行政的には、白馬っ子応援給付金のように個別で支援する方法と、給食費を補助

するような大きな範囲で支援する方法とどちらを充実させていく予定か。

答 政策決定として実施していく予算は、最初の年は財源を別で確保するが、翌年度からは経常経費となる。この経常経費の中から一般財源の支出が厳しいとなれば各種全体の事業を削りながら行うようになる。

問 給食費の保護者負担の一部はすでに補助しているので、見せ方を検討すべきでは。

答 アピールの仕方は課としては足りなかったと思う。新年度予算編成で検討したい。

意見 補充を拡充したい気持ちがあるのはありがたいので、来年度以降お願いしたい。

意見 懸念するのは村の財政のため。お金があればやれることはあるが、その中で厳選しなければならない。陳情内容自体は賛成。次年度予算編成でやめている事業もある。

意見 拡充については出来ればやってもらいたい。今まで村が負担していることについてはアピールしてもらいたい。

〔討論〕

採択 これ以上の格差拡大は止めるべき。それが各自治体の努力義務。

不採択 行政側も考えていないわけではない。あえて陳情として採択しなくていいと思う。

不採択 できることなら手厚くしてもらいたい、それぞれの自治体で予算編成の優先順位は異なってくる。平等ということで考えるなら、低所得者世帯への支援を考えるべきではないか。

採決したところ陳情第7号は委員長を除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第8号 生活保護基準を引き下げ前に戻すことを国に要望する意見書の提出を求める陳情

提出者は大町市八坂大町808-41、大北生活と健康を守る会 会長松島吉子です。受理年月日は令和5年11月17日

陳情内容は、生活保護基準は様々な制度の土台となっているため、その引き下げは、生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。そこで、生活保護基準引き下げ取り消しを求めた裁判で、相次ぐ原告勝訴の判決に従い、直ちに生活保護基準を引き下げ前に戻すことの意見書を提出するための陳

情です。

〔審査〕 行政への質疑を実施。

問 今まで国では、生活保護額を物価の変動で変えてきたのか。

答 白馬村の生活保護の担当は、大町福祉事務所が行っている。基準の見直しは5年に1回しており、基準が下がったとしても、支給保障があり前年より下がることはないとのことである。ただし級地の変更により下がる場合もあり得るとのこと。

〔討論〕

採択 採択すべき。そもそも国は、憲法25条で最低限の生活を営む権利があり、それを保障する国の役割があることから、裁判の判決に従い見直す必要がある。

不採択 この陳情の内容が非常に曖昧でよくわからなく、土台となる金額も示されていない。行政側からの説明によると、白馬村では減額になっている者もないことから採択すべきではないと考える。

採決したところ、陳情第8号は委員長を除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。